

令和 8 年死亡災害発生状況

長崎労働局
(8 月末現在)

番号	発 生 年 月	被 災 者 種 等 職 年 齢	発 生 状 況 の 概 要	業 起 事 因 の 種 物 型	所 轄 署
1	8. 2	男	工事現場においてコンクリートブロックの敷設作業中、ドラグショベルでコンクリートホッパーを吊り上げ旋回したところ転倒し、3. 6 メートル下へ墜落したものの。	建設業	対馬
		作業員		掘削用機械	
		20 代		2 メートル以上からの墜落・転落	
2	8. 4	男	陸上で船の修理を行い、海へ戻すためクレーンで吊上げたところ、クレーンが転倒し激突したものの。	水産業	対馬
		作業員		クレーン	
		40 代		激突され	
3	8. 4	男	高速道路上の工事現場で警備業務後、規制区内の移動のためトラック荷台付近に乗車していたところ、転落したものの。	警備業	諫早
		警備員		トラック	
		40 代		2 メートル未満からの墜落・転落	
4	8. 6	男	荷を積んだ大型トレーラードンプを運転中、緩やかな左カーブに差し掛かったところで走行車線を越え、反対車線側にあった建物外壁へ激突したものの。	採石業	佐世保
		運転手		トラック	
		60 代		交通事故（道路）	
5	8. 7	男	積み荷をトラックから地上に置いた廃棄ボックスに投入していたところ、体勢を崩して転落し、廃棄ボックスの縁で腹部を強打したものの。	運輸業	長崎
		運転手		トラック	
		60 代		2 メートル未満からの墜落・転落	
6	8. 7	男	斜面で伐採作業中、足を滑らせ、約 3 メートル下へ墜落したものの。	農業	諫早
		作業員		地山、岩石	
		60 代		2 メートル以上からの墜落・転落	
7	8. 7	男	トラックの洗車作業終了後、脚立を使って下りようとしたところ、体勢を崩して墜落したものの。	運輸業	島原
		運転手		脚立	
		60 代		2 メートル未満からの墜落・転落	
8	8. 8	男	現場作業後、体調不良となり、1 人で休憩してから帰宅することとしていたところ、翌朝倒れている状態で発見されたものの。	建設業	佐世保
		作業員		高温・低温環境	
		60 代		高温・低温の物との接触	

	合 計	管 轄 署 別						業 種 別					
		長 崎	佐 世 保	江 迎	島 原	諫 早	対 馬	製 造	建 設	運 輸 交 通	農 林 水 産	商 業	そ の 他
令和 8 年	8	1	2		1	2	2		2	2	2		2
令和 7 年※	8	5	2				1	2	3		1		2

※数値は昨年同期発生件数